

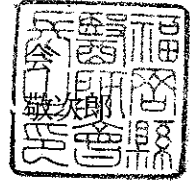


福岡県医発第918号(保)
平成14年 8月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算について

平成14年4月1日実施の診療報酬改定において、入院基本料の減算（①医療安全管理体制未整備減算：10点（1日につき）、②褥瘡対策未実施減算：5点（1日につき））が平成14年10月1日から適用されることになっておりますが、今般、褥瘡対策未実施減算の施設基準通知に一部改正が行われた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- （1）「疑義解釈資料」につきましては、平成14年8月2日付福岡県医発第843号（保）にて既にお送りいたしております。
- （2）医療安全管理につきましては、日本医師会において「指針のモデル」を作成し、冊子『医療安全管理指針のモデルについて』が送付される予定です。

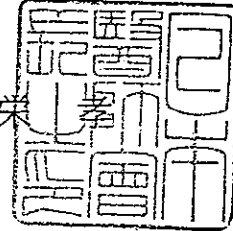
日医発第495号(保76)

平成14年8月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄孝



医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算について

平成14年4月1日実施の診療報酬改定において、入院基本料の減算(①医療安全管理体制未整備減算:10点(1日につき)、②褥瘡対策未実施減算:5点(1日につき))が平成14年10月1日から適用されることになっておりますが、今般、厚生労働省保険局医療課長通知から、その取扱いに係る「疑義解釈資料」が取りまとめられましたので、お送りいたします。

また、同時に褥瘡対策未実施減算の施設基準通知に、一部訂正が行われたので併せてご連絡申し上げます。(別添2参照)

なお、医療安全管理につきましては、本会において「指針のモデル」を作成し、冊子『医療安全管理指針のモデルについて』をお送りいたします。

(添付資料)

1. 医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算について

(平14.7.30 保医発第0730001号 厚生労働省保険局医療課長通知)

2. 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(抜粋)

(平14.3.8 保医発第0308002号 厚生労働省保険局医療課長通知)





[別添資料1]

保医発第0730001号

平成14年7月30日

地方社会保険事務局長

都道府県民生主管部（局）

各 国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算について

標記については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308002号）等により取り扱われているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308002号）の別添2の第3の4の(1)中「看護師」を「看護職員」に訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

1. 医療安全管理体制未整備減算関係

問1 1人の医師等が、安全管理のための委員会の委員と、院内感染防止対策委員会の委員の両方の委員を兼務することは可能か。

答 両方の委員会の業務を適切に遂行できるのであれば、1人の医師等が、両方の委員会の委員を兼務することは差し支えない。

問2 病院長又は診療所長は、安全管理のための委員会の委員にならなければならないのか。

答 安全管理のための委員会は、安全管理の責任者等で構成されていれば足りるものであり、病院長又は診療所長が、委員になっていなければならないというものではない。

問3 医療安全管理に係る体制を整備した上で、9月1日から10月16日までの間に届出を行うこととされているが、この時点で、職員研修を2回実施している必要があるのか。

答 職員研修については、年2回程度実施されていれば足りることとされており、年2回程度の研修計画が立てられていることは必要であるが、地方社会保険事務局への届出時点で、研修が2回実施されていなければならないというものではない。

問4 医療安全管理体制未整備減算について、減算とならないためには、一定の実績期間が必要なのか。

答 1月間の実績期間が必要である。このため、9月1日以前から対策を講じていなければ、10月1日から減算となる。

2. 褥瘡対策未実施減算関係

問1 褥瘡対策に係る専任の医師等については、褥瘡対策だけに従事するのではなく、他の業務と兼務することも可能と考えるがどうか。

答 専任であれば施設基準を満たすものであり、他の業務と兼務することも可能である。

問2 褥瘡対策チームについては、非常勤の医師等で構成してもいいのか。

答 常勤規定は設けられていないことから、非常勤であっても認められるものである。

問3 褥瘡対策チームは医師及び看護師で構成しなければならないのか。

答 医師及び准看護師で構成することも差し支えない。

問4 褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等については、レンタルやリースでもよいのか。また、その費用を患者から徴収することは認められるのか。

答 レンタルやリースであっても差し支えないが、その料金は医療機関が負担するものであり、患者から徴収することは認められない。

問5 褥瘡対策未実施減算について、減算とならないためには、一定の実績期間が必要なのか。

答 1月間の実績期間が必要である。このため、9月1日以前から対策を講じていなければ、10月1日から減算となる。

【基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて】

(平 1 4 . 3 . 8 保医発第 0308002 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

(『改定診療報酬点数表参考資料』554 ページ～555 ページ参照)

別添 2

第 3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策等に関する基準（抜粋）

1～2 省略

3 医療安全管理体制に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

当該保険医療機関において以下の対策が行われていない場合は、入院基本料等より減算となる。

(1) 安全管理のための指針が整備されていること。

安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応方法等が文書化されていること。

(2) 安全管理のための医療事故等の院内報告制度が整備されていること。

院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。

(3) 安全管理のための委員会が開催されていること。

安全管理の責任者等で構成される委員会が月 1 回程度開催されていること。

(4) 安全管理の体制確保のための職員研修が開催されていること。

安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年 2 回程度に実施されることが必要である。

4 褥瘡対策に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

当該保険医療機関において以下の対策が行われていない場合は、入院基本料等より減算となる。

- (1) 当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師、看護婦〔看護職員〕から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。
- (2) 当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき、別紙様式5を参考として褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施すること。
- (3) 患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制が整えられていること。